

秦野市障害福祉計画

(第4期 平成27年度～平成29年度)

(案)

平成27年(2015年) 月

秦野市

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	根拠法令	1
2	計画策定の趣旨及び経過	1
3	計画の基本的理念	1
4	計画策定にあたっての基本的な視点	2
5	本市の障害福祉施策の特色	2
6	障害福祉サービスの体系イメージ図	4
第2章	平成29年度までの目標値の設定	
1	施設入所者の地域生活への移行	5
2	地域生活支援拠点等の整備	5
3	福祉施設の利用者の一般就労への移行	6
第3章	福祉サービスごとの見込量	
1	必要な福祉サービスの見込み	7
2	見込量確保のための方策	17
第4章	地域生活支援事業について	
1	市が実施する地域生活支援事業に関する考え方	18
2	市が実施する地域生活支援事業の内容	18
3	実施する事業の内容及び各年度における量の見込み	19
4	見込量確保のための方策	28
第5章	障害福祉計画の期間及び見直し時期	
1	計画の期間について	29
2	見直し時期について	29
第6章	計画の達成状況の点検及び評価	29

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠法令

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項

2 計画策定の趣旨及び経過

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう平成18年4月に障害者自立支援法（平成25年4月より「障害者総合支援法」に改正）が施行されたことに伴い、この法律に基づいて「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

この計画は、障害者総合支援法に定める福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業などの平成29年度末における必要量を見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定めるものです。

本市では、これまで平成18年度から平成26年度までの3か年ごとを計画期間とする第1期～第3期障害福祉計画を策定し、その推進を図ってきました。

このたび、これまでの計画の実施状況や課題などを踏まえた計画の改定を行い、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とする第4期障害福祉計画を策定します。

また、第4期障害福祉計画では、あらたに障害児支援についても必要量の見込等を定め、計画的にその提供体制を確保します。

3 計画の基本的理念

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき平成27年3月に策定した「第4期秦野市障害者福祉計画」の理念を継承し、地域での暮らしを重視した支援体制の整備に努めるとともに、「かながわの障害福祉グランドデザイン」の趣旨を踏まえ、すべての人が、障害の有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される社会の構築に向けて、「ひとりひとりを大切にすること」を基本的理念とします。

「第4期秦野市障害者福祉計画」における3つの基本理念

- ◎ すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- ◎ すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- ◎ 一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

4 計画策定にあたっての基本的な視点

この計画の策定にあたっては、本市の地域特性などを踏まえ、以下の5点を基本的な視点と考えています。

(1) 地域生活に向けて

「施設・病院の生活」から「地域での生活」への移行に向け、地域での暮らしを支える基盤を整備

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

障害者の自立と社会参加を促進するため、個々の生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備に加え、自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援の促進

また、障害児についても、身近な地域において、年齢や成長に応じて、適切な支援を受けられるよう、家族を含めた支援体制の整備を促進

(3) 一人ひとりの障害特性等に配慮した施策の展開

障害者の自立した生活を支援するためのケアマネジメントの充実を図り、個々の障害の特性やその置かれている状況等に応じた適切なサービスを提供

(4) 発達障害や高次脳機能障害などへの対応

発達障害や高次脳機能障害などの障害については、個々の日常生活の困難さに応じた地域生活支援事業による必要な支援の充実

(5) 県及び障害保健福祉圏域ネットワークとの連携

障害福祉サービスの実施主体が市町村に一元化されたことを踏まえ、専門的・広域的支援を担う県及び障害保健福祉圏域ネットワークとの連携を強化

5 本市の障害福祉施策の特色

(1) 相談支援体制の充実

相談支援事業を始めとした地域の障害福祉施策の推進について協議するため、障害者支援委員会を設置し、障害者の支援体制を強化しています。

また、「障害福祉なんでも相談室」とともに、平成24年度から相談支援等に関する市域の中心的役割を担う機関として設置した「基幹相談支援センター」により訪問相談、広域連携及び相談支援専門員の育成等の事業を実施するなど、相談支援の充実を図ります。

(2) 相談機能のネットワーク化

障害者が、身近な地域で福祉サービスの適切な選択や生活相談、情報提供を受けられることができるよう、市内の障害福祉サービス事業所、障害者団体、関係機関等で構成する「秦野市障害者支援懇話会」を活用した、三障害の連携を強化し、総合的、横断的な解決を図ります。

(3) 地域生活に向けての施設機能の活用

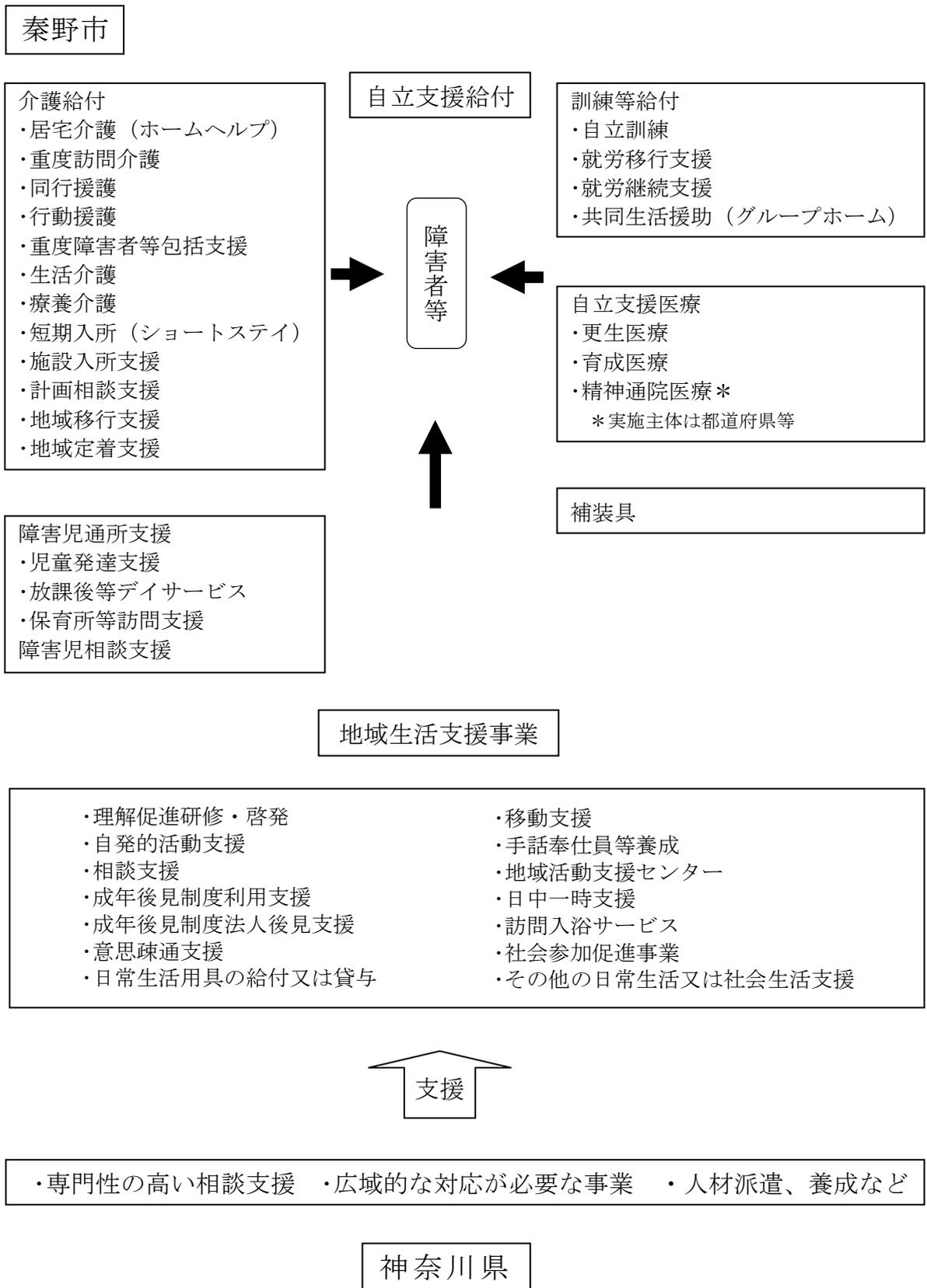
施設については、「住まいの場」としての機能に加え、防災拠点などの地域へのサービス提供機能など、施設利用者のためだけにとどまらない、地域社会を支える機能が求められています。

そこで、広く地域で生活する障害者等を支援するため、県と共同し、障害者地域生活サポート事業などを推進し、施設の多様性、専門性及び地域性に着目した施設機能の充実を図っていきます。

(4) 就労に向けての「ともしびショップゆめ散歩」の活用

障害者が地域で安心して暮らせる自立社会を実現するため、ともしびショップゆめ散歩において、障害者を雇用するとともに、就労支援の拠点として、障害福祉サービス事業所等関係機関・団体と連携し、事業展開を図っていきます。

6 障害福祉サービスの体系イメージ図



第2章 平成29年度までの目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数(A)	195人	
【目標値】(B) 地域生活移行者数	24人 (12%)	(A)のうち、平成25年度末から平成29年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
平成29年度末の施設入所者数(C)	187人	平成29年度末の地域生活移行支援者数の見込(B)及び新たな入所者数等を勘案
【目標値】(D) 入所者減少見込	8人 (4%)	差引減少見込数 (A-C)

※ これまでの計画では、平成17年10月1日現在の施設入所者数を地域生活移行の成果目標の基礎としていましたが、国の基本指針に基づき、本計画では、平成25年度末の施設入所者数を基礎とします。

【取組の方向】

平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の12%(24人)が地域生活に移行し、平成29年度末の施設入所者数は、4%(8人)の減少を目指します。

そのために、グループホームの充実を図るとともに、地域移行支援の実施や相談支援などの地域生活支援事業を推進し、施設機能の活用を図るなど地域生活への移行を支援していきます。

2 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の地域生活支援推進の観点から、平成29年度末までに地域生活支援拠点1箇所の整備を行います。

【取組の方向】

障害者の高齢化・重度化や介護者の高齢化、家族介護力の低下・欠如などを見据え、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況などの状況に応じ、「障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター」などの県事業の活用とともに、平成29年度末までに地域生活支援拠点1箇所の整備を行います。

3 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

項目	数値	備考
平成 24 年度の年間一般就労者数	21 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成 29 年度の年間一般就労者数	9 人 (43%)	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	44 人	平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数の見込数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	55 人	平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数
【目標値】就労支援事業所ごとの移行率	5 割	平成 29 年度の就労移行支援事業所全体のうち、一般就労移行率 3 割以上の事業所の割合

【取組の方向】

平成 29 年度の年間における福祉施設利用者が一般就労に移行する人数を、過去 9 年間の実績（平均 8.6 人）の約 1.1 倍（9 人）に、また、同じく就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末実績の約 1.3 倍（55 人）に、就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所を平成 29 年度に全体の 5 割とすることを目指します。

福祉施設利用者が一般就労へ移行した人数は、平成 17 年度から平成 25 年度までの 9 年間で計 78 人でした。多い年では 21 人、少ない年では 0 人と大きくばらつきがあります。

本市では、障害者支援委員会や障害者支援懇話会を設置し、地域における就労支援や相談支援などの共通課題に取り組み、今後も障害者の地域生活に向けた幅広い支援を行っていきます。

また、障害者事業推進センター及び就業・生活支援センターが中心となり、障害者の雇用や生活支援も含めた総合的な就労支援に向けた事業展開の充実を図っていきます。

第3章 福祉サービスごとの見込量

1 必要な福祉サービスの見込み

- (1) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み 各年度の1か月当たりの見込量

ア 訪問系サービス

- ・ 居宅介護(ホームヘルプ)

入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行う。

- ・ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障害又は精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行う。

- ・ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供と移動の援護などを行う。

- ・ 行動援護 (行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う。

- ・ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行う。

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度 (見込み)
2, 5 5 0 時間分 (1 0 1 人分)	2, 6 6 6 時間分 (1 0 7 人分)	2, 7 7 1 時間分 (1 1 4 人分)
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2, 9 4 8 時間分 (1 2 4 人分)	3, 1 4 3 時間分 (1 3 4 人分)	3, 3 5 8 時間分 (1 4 6 人分)

- ・ 三障害に対応した身近な地域におけるサービス提供を保障する観点から、必要なサービス見込量を設定

イ 日中活動系サービス

- (7) **生活介護**（主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、日常生活上の支援、生産活動などの機会の提供を行う。）

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度（見込み）
6,718人日分 (358人分)	7,073人日分 (375人分)	7,140人日分 (382人分)
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
7,454人日分 (390人分)	7,782人日分 (399人分)	8,125人日分 (408人分)

（※「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数）

- 生活介護事業の対象者へのサービス提供を保障する観点から、必要なサービス見込量を設定

- (イ) **自立訓練（機能訓練）**（身体障害者や難病患者などが地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行う。）

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度（見込み）
80人日分 (5人分)	76人日分 (5人分)	19人日分 (5人分)
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
20人日分 (1人分)	20人日分 (1人分)	20人日分 (1人分)

- 施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、必要なサービス見込量を設定

- (ウ) **自立訓練（生活訓練）**（知的・精神障害者が地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのための訓練を一定期間の支援計画に基づき行う。）

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度（見込み）
257人日分 (15人分)	202人日分 (11人分)	170人日分 (8人分)
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
138人日分 (6人分)	113人日分 (4人分)	92人日分 (3人分)

- 入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において親などと暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して、必要なサービス見込量を設定

- (イ) **就労移行支援**（就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを一定期間の支援計画に基づき行う。）

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度（見込み）
5 4 3 人日分 (3 1 人分)	6 6 0 人日分 (3 7 人分)	6 8 1 人日分 (3 9 人分)
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
7 6 5 人日分 (4 4 人分)	8 6 0 人日分 (4 9 人分)	9 6 7 人日分 (5 5 人分)

- ・ 福祉施設から一般就労への移行を目指す人や特別支援学校卒業者、退院可能な精神障害者の退院時のニーズを勘案して、必要なサービス見込量を設定

- (オ) **就労継続支援 A 型**（自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用契約に基づく就労が可能な者に対し、働く場の提供や、生産活動にかかる知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。）

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度（見込み）
8 3 人日分 (4 人分)	1 6 1 人日分 (8 人分)	2 1 7 人日分 (1 1 人分)
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
3 1 8 人日分 (1 6 人分)	4 6 6 人日分 (2 3 人分)	6 8 2 人日分 (3 4 人分)

- ・ 福祉施設における就労継続支援を強化する観点から、必要なサービス見込量を設定

- (カ) **就労継続支援 B 型**（就労移行支援事業などを利用したが、一般企業などの雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人に、働く場の提供や、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練を行う。）

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度（見込み）
4, 7 7 1 人日分 (3 1 2 人分)	5, 2 8 1 人日分 (3 4 9 人分)	5, 4 7 0 人日分 (3 5 0 人分)
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
5, 8 9 7 人日分 (3 7 3 人分)	6, 3 5 7 人日分 (3 9 4 人分)	6, 8 5 2 人日分 (4 1 8 人分)

- ・ 福祉施設における就労の場を確保する観点から、必要なサービス見込量を設定

- (キ) 療養介護（病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の援助などを行う。）

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度（見込み）
7 人分	6 人分	6 人分
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
6 人分	6 人分	6 人分

- ・ 児童福祉法などの改正を踏まえて、必要なサービス見込量を設定

- (ケ) 短期入所（ショートステイ）（介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行う。）

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度（見込み）
4 5 8 人日分 (7 3 人分)	4 4 5 人日分 (7 5 人分)	4 7 8 人日分 (7 8 人分)
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
[福祉型]		
4 6 6 人日分 (7 2 人分)	4 7 4 人日分 (7 7 人分)	4 8 1 人日分 (8 2 人分)
[医療型]		
2 7 人日分 (1 3 人分)	3 5 人日分 (1 5 人分)	4 3 人日分 (1 8 人分)

- ・ サービス未利用者の潜在的なニーズも考慮するとともに、障害者等はもとよりその家族を支援するという視点から必要なサービス見込量を設定

ウ 居住系サービス

- (7) 共同生活援助(グループホーム)(日中に就労又は就労継続支援などのサービスを利用している人に対し、主として夜間に、共同生活の場において相談や日常生活上の援助を行う。)

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度 (見込み)
115 人分	117 人分	122 人分
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
126 人分	129 人分	133 人分

- 施設入所者の地域生活への移行や、退院可能な精神障害者の退院時のニーズなどに対応したサービス提供を確保する観点から、必要なサービス見込量を設定

- (4) 施設入所支援 (介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。)

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度 (見込み)
189 人分	195 人分	194 人分
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
192 人分	189 人分	187 人分

- 施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標を踏まえて、サービス見込量を設定

エ 指定計画相談支援

・ サービス利用支援

障害者等の心身の状況、その他おかれている環境、障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類と内容等を定めた「サービス等利用計画案」を作成し、事業者やその他の者との連絡調整などを行い、障害福祉サービス等の種類と内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する。

・ 継続サービス利用支援

障害者等又は障害者の保護者が、支給決定の有効期間内において、継続し

て障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切かどうか、一定の期間ごとに利用状況を検証し、その結果や障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向などを勘案しつつ、サービス等利用計画を変更し、新たな支給決定や支給決定の変更が必要であると認められる場合は、障害者等又は障害児の保護者に対して、支給決定等に係る申請の勧奨を行う。

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度 (見込み)
6 2 人分	3 8 人分	6 4 人分
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
9 0 人分	9 1 人分	9 2 人分

- ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児の人数が対象となるように見込む。

オ 指定地域相談支援

- (7) **地域移行支援**（障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者に、住宅の確保や地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行う。）

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度 (見込み)
2 人分	0 人分	1 人分
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 人分	1 人分	2 人分

- ・ 施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標を踏まえて、サービス見込量を設定

- (4) **地域定着支援**（居宅において単身で生活している障害者や家族の状況等により、同居している家族の支援が受けられない障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して緊急の事態などが生じたときの相談等を行う。）

平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度 (見込み)
0 人分	1 人分	1 人分
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 人分	2 人分	3 人分

- ・ 単身障害者、同居している家族による支援の受けられない障害者や地域生活移行者数等を勘案して、サービス見込量を設定

(2) 各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み 各年度の1か月当たりの見込量

ア 障害児通所支援

- (7) 児童発達支援（児童発達支援事業所や児童発達支援センターが障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与する。）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
7 5 5 人日分 (1 1 0 人分)	7 6 0 人日分 (1 1 5 人分)	7 6 5 人日分 (1 2 0 人分)

- ・ 地域で質の高い療育を受けられる場を提供する観点から、必要なサービス見込量を設定

- (4) 放課後等デイサービス（就学している児童について、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与する。）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
6 6 3 人日分 (1 0 6 人分)	9 1 8 人日分 (1 3 5 人分)	1, 2 7 0 人日分 (1 7 3 人分)

- ・ 学校教育との相乗効果により、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する観点から、必要なサービス見込量を設定

- (ウ) 保育所等訪問支援（保育所や児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、通所先の施設を訪問し、通所先施設の障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与する。）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2 人日分 (1 人分)	2 人日分 (1 人分)	3 人日分 (2 人分)

- ・ 保育所等での障害児の受け入れや安定した利用を促進する観点から、必要なサービス見込量を設定

イ 障害児相談支援

・ 障害児支援利用援助

障害児の心身の状況、その他おかれている環境、当該障害者児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用する障害児通所支援の種類と内容等を定めた「障害児支援利用計画案」を作成し、事業者やその他の者との連絡調整などを行い、障害児通所支援の種類と内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」を作成する。

・ 継続障害児支援利用援助

障害児の保護者が、通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画が適切かどうか、一定の期間ごとに利用状況を検証し、その結果や障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向などを勘案しつつ、障害児支援利用計画を変更し、新たな通所給付決定や通所給付決定の変更が必要であると認められる場合は、障害児の保護者に対して、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
19人分	19人分	20人分

- ・ 障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、必要なサービス見込量を設定

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】（1か月当たりの見込量）

サービス種別	平成 26 年度 (参考)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	2,771 時間分 (114 人分)	2,948 時間分 (124 人分)	3,143 時間分 (134 人分)	3,358 時間分 (146 人分)
生活介護	7,140 人日分 (382 人分)	7,454 人日分 (390 人分)	7,782 人日分 (399 人分)	8,125 人日分 (408 人分)
自立訓練 (機能訓練)	19 人日分 (1 人分)	20 人日分 (1 人分)	20 人日分 (1 人分)	20 人日分 (1 人分)
自立訓練 (生活訓練)	170 人日分 (8 人分)	138 人日分 (6 人分)	113 人日分 (4 人分)	92 人日分 (3 人分)
就労移行支援	681 人日分 (39 人分)	765 人日分 (44 人分)	860 人日分 (49 人分)	967 人日分 (55 人分)
就労継続支援 A 型	217 人日分 (11 人分)	318 人日分 (16 人分)	466 人日分 (23 人分)	682 人日分 (34 人分)
就労継続支援 B 型	5,470 人日分 (350 人分)	5,897 人日分 (371 人分)	6,357 人日分 (394 人分)	6,852 人日分 (418 人分)
療養介護	6 人分	6 人分	6 人分	6 人分
短期入所 (福祉型)	478 人日分 (78 人分)	466 人日分 (72 人分)	474 人日分 (77 人分)	481 人日分 (82 人分)
短期入所 (医療型)		27 人日分 (13 人分)	35 人日分 (15 人分)	43 人日分 (18 人分)
共同生活援助	122 人分	126 人分	129 人分	133 人分
施設入所支援	194 人分	192 人分	189 人分	187 人分
計画相談支援	64 人分	90 人分	91 人分	92 人分
地域移行支援	1 人分	1 人分	1 人分	2 人分
地域定着支援	1 人分	1 人分	2 人分	3 人分

サービス種別	平成 26 年度 (参考)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	752 人日分 (101 人分)	755 人日分 (110 人分)	760 人日分 (115 人分)	765 人日分 (120 人分)
放課後等デイサービス	479 人日分 (83 人分)	663 人日分 (106 人分)	918 人日分 (135 人分)	1,270 人日分 (173 人分)
保育所等訪問支援	2 人日分 (1 人分)	2 人日分 (1 人分)	2 人日分 (1 人分)	3 人日分 (2 人分)
障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助	17 人分	19 人分	19 人分	20 人分

※ 「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数

2 見込量確保のための方策

(1) 多様な事業者の参入の促進

市内既存サービス提供基盤を引き続き確保するとともに、県と協力して、情報提供を行うことなどにより、NPO法人等新たなサービス提供事業者が参入しやすいように努めます。

(2) 地域生活移行のための支援

施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を図るため、「地域移行支援」や「地域定着支援」を活用し、グループホーム、一般住宅等への移行を推進します。

また、グループホームに入居する人に対して、家賃の一部を助成するなどグループホーム等の事業展開を積極的に支援していきます。

(3) 障害福祉サービス等拠点事業所の活用

障害特性により支援が困難なケースや、緊急的な支援が必要なケースに、24時間 365 日対応できる体制整備を目指し、湘南西部圏域の市町と連携し、障害福祉サービス等地域拠点事業所の活用を図ります。

(4) 就労に向けての支援

障害者が地域で安心して暮らせる自立社会を実現するため「ともしびショップ ゆめ散歩」において、障害者を雇用するとともに、就労支援の拠点として障害福祉サービス事業所等関係機関・団体と連携し、事業展開を図るとともに、障害者事業推進センターや就業・生活支援センターを中心に、就労後の生活支援も含めた総合的な就労支援体制を整備します。

(5) ケアマネジメント体制の整備

障害福祉サービス等利用者へのサービス等利用計画等の適切な導入を図るため、基幹相談支援センターや指定相談支援事業所等との連携を図り、人材の養成を含めた質の高いケアマネジメント体制を整備します。

第4章 地域生活支援事業について

1 市が実施する地域生活支援事業に関する考え方

(1) 「第4期秦野市障害者福祉計画」の理念の具現化

本市は、「第4期秦野市障害者福祉計画」において掲げた三つの基本理念と本市独自の地域特性を踏まえ、「《第4期計画のキャッチフレーズ：未定》」を目指して、障害者等の地域生活を支援する事業を展開していきます。

(2) 施策推進の方向

ア 相談支援体制を充実・強化し、障害者等が日常生活の中で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」を取り除くことができるよう、必要なサービスを提供していきます。

イ 発達障害者や高次脳機能障害者などの障害については、個々の日常生活の困難さに応じた地域生活支援事業などにより、引き続き、必要な支援を行っていきます。

ウ 県と市が実施するそれぞれの地域生活支援事業を効果的に利用しながら、障害者等に対する手厚い支援体制を構築していきます。

2 市が実施する地域生活支援事業の内容

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の地域生活支援事業を実施していきます。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業
- (11) 訪問入浴サービス事業
- (12) 日中一時支援事業
- (13) 障害者社会参加促進事業

ア 点字広報等発行事業

- イ 重度身体障害者移動支援事業
- ウ 身体障害者歩行訓練事業
- エ 視覚障害者移動支援事業
- オ 障害者給食サービス事業

3 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

精神障害の正しい理解を図り、精神障害者の社会復帰や社会参加を促進するための事業を実施します。(平成 25 年度から、全面的に地域活動支援センターすみれ事業として実施)

参考：実績 (26 年度は見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	10 回	19 回	19 回
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施見込回数	19 回	19 回	19 回

(2) 自発的活動支援事業

知的障害者本人の会「こうぼうやま」の社会参加を推進するため、秦野市手をつなぐ育成会に委託し、知的障害者の社会参加活動などを支援します。

参考：実績 (26 年度は見込み)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1 箇所	1 箇所	1 箇所
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託見込箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(3) 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障害者が地域で生き生きと自立した生活を送ることができるよう、「NPO 法人サポートセンターはだの」において、三障害に対応した相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、障害者個々の障害の程度や特性に応じたきめ細やかな支援を実施していきます。

また、基幹相談支援センターとして、訪問相談、広域的な調整及び相談支援専門員の育成等の事業を実施していきます。

参考：実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1 箇所	1 箇所	1 箇所
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託見込箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有

イ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援していきます。

参考：実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	無	無	無
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	無	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度 4人	平成25年度 3人	平成26年度 4人
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用見込者数	4人	4人	4人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

コミュニケーションに障害のある聴覚及び言語機能障害者が安全な生活を送れるよう手話通訳者を市の窓口を設置するとともに、手話通訳者の派遣を実施します。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実設置者数 (手話通訳者設置)	50人	98人	100人
実利用者数 (手話通訳者派遣)	293人	377人	378人
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実設置見込者数 (手話通訳者設置)	99人	101人	98人
実利用見込者数 (手話通訳者派遣)	425人	450人	477人

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度身体障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の利便性の向上を図ります。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給付等件数	2,186件	2,188件	2,706件
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付等見込件数 (介護・訓練支援用具)	15件	15件	15件
実利用見込者数 (自立生活支援用具)	20件	20件	20件
給付等見込件数 (在宅療養等支援用具)	15件	15件	15件
給付等見込件数 (情報・意思疎通支援用具)	20件	20件	20件
給付等見込件数 (排泄管理支援用具)	2,310件	2,310件	2,310件
給付等見込件数 【居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)】	5件	5件	5件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者のコミュニケーションと情報を保障するため、秦野市聴覚障害者協会に委託し、手話奉仕員、手話通訳者を養成するとともに手話通訳の環境を整備します。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録見込者数	13人	14人	13人
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録見込者数	13人	13人	14人

(9) 移動支援事業

単独外出に支障がある障害者等が外出する際、付き添いのヘルパーを派遣し、社会参加などを促進します。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実利用者数	167人	177人	182人
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用見込者数	188人	193人	199人
延利用見込時間数	12,242時間	12,609時間	12,987時間

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター「すみれ」という名称で実施し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図り、地域生活支援を促進します。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	3箇所	3箇所	2箇所
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
実利用見込者数	240人	240人	240人

(11) 訪問入浴サービス事業

在宅で入浴することが困難な身体障害者に入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、障害者が自らの意思で業者を選択できるよう複数の業者を登録するなどの環境整備を行い、地域における障害者の生活を支援します。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度 15人	平成25年度 15人	平成26年度 16人
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用見込者数	17人	17人	17人

(12) 日中一時支援事業

障害者等を介護する家族などへ、一時的な休息を提供し、施設において障害者等への日中活動を支援します。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度 152人	平成25年度 155人	平成26年度 161人
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用見込者数	168人	174人	181人

(13) 障害者社会参加促進事業

ア 点字広報等発行事業

希望者に対して点字広報、音声広報を発行するため、秦野市点訳赤十字奉仕団・秦野市録音奉仕会ひまわりに委託し、視覚障害者の情報を確保します。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度 2箇所	平成25年度 2箇所	平成26年度 2箇所
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託見込箇所数	2箇所	2箇所	2箇所

イ 重度身体障害者移動支援事業

車椅子やベッドのままタクシーに乗って移動できるように、リフト付車両を運行するため、障害者の自由な移動をすすめるハンディキャブの会及び送迎ボランティアゆりの会に委託し、障害者の生活範囲を拡大します。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
利用件数	5,984件	4,903件	4,910件
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託見込箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
利用見込件数	4,910件	4,910件	4,910件

ウ 身体障害者歩行訓練事業

公園などにおいて歩行訓練を実施するため、秦野市身体障害者福祉協会に委託し、障害者等の社会参加の促進を支援します。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	1箇所	1箇所	1箇所
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所

エ 視覚障害者移動支援事業

視覚障害者の社会参加を促進するため、秦野市誘導赤十字奉仕団に委託し、視覚障害者の生活範囲の拡大等を図ります。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
利用者数	81人	88人	90人
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
利用見込者数	90人	90人	90人

オ 障害者給食サービス事業

日常の食生活に困っている障害者に対し、定期的に食事を配達するとともに、健康の保持、孤独感の解消、安否の確認を行い、障害者の在宅生活を支援します。

参考：実績 (26年度は見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	13人	13人	12人
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用見込者数	12人	11人	10人

【市の地域生活支援事業の一覧】

事業名	見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施回数	19回	19回	19回
(2) 自発的活動支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
(3) 障害者相談支援事業				
ア 障害者相談支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
イ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	4人	4人	4人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業	実設置者数	99人	101人	98人
	実利用者数	425人	450人	477人
(7) 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等件数	15件	15件	15件
自立生活支援用具	給付等件数	20件	20件	20件
在宅療養等支援用具	給付等件数	15件	15件	15件
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	20件	20件	20件
排泄管理支援用具	給付等件数	2,310件	2,310件	2,310件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等件数	5件	5件	5件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	13人	13人	14人
(9) 移動支援事業	実利用者数	188人	193人	199人
	延利用時間数	12,242時間	12,609時間	12,987時間
(10) 地域活動支援センター事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	240人	240人	240人
(11) 訪問入浴サービス事業	実利用者数	17人	17人	17人
(12) 日中一時支援事業	実利用者数	168人	174人	181人
(13) 障害者社会参加促進事業				
ア 点字広報等発行事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
イ 重度身体障害者移動支援事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	利用見込件数	4,910件	4,910件	4,910件

事業名	見込み	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(13) 障害者社会参加促進事業 (続き)				
ウ 身体障害者歩行訓練事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
エ 視覚障害者移動支援事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	利用見込者数	90 人	90 人	90 人
オ 障害者給食サービス事業	実利用者数	12 人	11 人	10 人

4 見込量確保のための方策

- (1) 本市がこれまで実施してきた相談支援、人材育成、社会参加の促進などの取り組みを基礎に、障害福祉サービスを適正に組み合わせ、障害の程度や特性に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう努めます。
- (2) 障害者の地域生活を支援するため、地域におけるボランティアや障害者団体、NPO法人などの社会資源の活用により継続的なサービス提供を図ります。
- (3) 「秦野市障害者福祉計画」で示している障害者の地域生活を支える理念を広く共有し、障害者・家族、支援者との協働により地域生活支援事業の充実を図ります。
- (4) 障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度に関する相談に応じるとともに、制度が円滑に利用できるよう、助成制度の拡大を図るなど事業の推進を図ります。

第5章 障害福祉計画の期間及び見直し時期

1 計画の期間について

この計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3か年とします。

2 見直し時期について

障害者総合支援法附則第3条の規定により、第4期障害福祉計画期間中に法の見直し等が行われた場合においては、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

第6章 計画の達成状況の点検及び評価

この計画における福祉サービス見込量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行について、秦野市障害者支援委員会に諮り、達成状況の点検・評価を受けるとともに、結果に基づく所要の対策を実施します。